

飯田市土地利用調整条例により、サーチライト等で空を照らす行為を禁止

次に掲げる場合は、適用除外とする

- (1) 法令の規定に基づいて行われる場合
- (2) 災害、事故、その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に行われるとき。
- (3) 祭典等の催事において一時的に行われる場合
- (4) 教育、試験又は研究のために一時的に行われる場合
- (5) その他、市長が公益上特に必要があると認める場合